

セントクリストファー・ネービスにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	商標権権利化審査の長期化	・商標出願から5年以上経過後も、審査結果が出ていない。	・迅速な審査を実施していただきたい。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。